

奈良大宮ロータリークラブ

Club Weekly Bulletin

■創 立:昭和54年1月23日 ■例会:毎週火曜日17:30 ■事務所:奈良市大宮町6丁目2-1 南都銀行大宮支店内 電話0742-33-8583 ■例会場:奈良市高畑町1096番地 奈良ホテル本館 電話0742-26-3300(代) ■会 長:福本良平 ■副会長:植村将史 幹事:高辻良成 電話0742-33-8583



発行日 / 2015年3月31日 2014-2015/34

No. 1734

hp:http://naraomiya-rc.jp E-mail: info@naraomiya-rc.jp 2014-15年度当クラブテーマ 『ロータリアンとしての

誇りをもって』

国際ロータリー第2650地区

ガバナー 北河原 公敬

「ロータリーは心くばり」





四つのテスト

- 1. 真実かどうか
- 2. みんなに公平か
- 3. 好意と友情を深めるか
- 4. みんなのためになるかどうか

会長報告

先週太宰府ロータリークラブに交換卓話で行ってまいりました。 私自身太宰府ロータリークラブにお邪魔するのが、(友好クラブ) 締結した時で、私はSAAをやっておりまして、29年ぶりに行ってまいりました。来年がちょうど30年ということで、それに対してどう されるかまた次年度でお考え頂きたいと思います。

それと、太宰府ロータリークラブの例会にでられた方はご存知かも 知れませんが、ちょっと我々と違っている所は、点鐘される時は旗の方を向いて会長が点鐘をされていました。向こうの地区の方はみ んなそのように点鐘されているのか、と思っておりました。それと 例会の始まる点鐘される15分程前から食事をされて、後10-15分程 食事をされて具体的に例会が始まるという流れでございました。食 事するにはゆっくりできるやり方かな、と感じました。

例会終了後は九州の国立博物館と太宰府天満宮をご案内頂きまして、天満宮の方では当クラブでは向こうに送りました桜の木の存在を確 認してまいりました。それと、実は向こうも地区大会が4月11日12日とあるようです。ただ、今回、我々も同じ日になりまして、向こうから5名の方がこちらに来て頂くことになっております。

委員会報告

出席委員会:多田実委員長

特定の方がいつも欠席されていて、その方が今日も来ておられませんので、この場で言ってもあまり意味がありませんが、出来る限り メーキャップお願い致します。

中村会長エレクト

去る3月15日に会長エレクト研修に出席してまいりました。皆様方96名全員出席で、本当に有難うございます。今後とも、これから始まる次期に向けて邁進したいと思います。よろしく。どうも有難う ございます。

RID2650:北河原ガバナー

「ロータリーデー」のことでご連絡させて頂きます。この地区内に 於いては、各クラブに於いて「ロータリーデー」を開催して頂いて

例会プログラム

第35回3月31日 通算1734回

- 1. 開会の点鐘
- 12. ソング「我らの生業」
- 13. お客様の紹介
- 4. 会務報告
- 5. 卓話

産経新聞社 奈良支局長 田中伸治様

「会社をつぶす記者会見」

6. 閉会の点鐘

例会状況報告 第34回 3月24日 通算1733回

79名 ◎出席規定免除者数

1+25名

◎出席義務者数 53名 ◎欠席者 15名

◎出席者 56名 8 7 % ◎出席率

第32回 3月3日 通算1731回の修正

◎会員数 79名

◎出席規定免除者数 2+25名

◎出席義務者数 5 2 名

◎欠席者 10名 補填者 6名

◎出席者 67名 出席率 94.37% いるのですが、又日本ロータリーとしても「JAPANロータリーデー」ということで、二回開催されております。残念ながら私ども地区がまだ一度も開催していないということで、ちょっと遅くなりますが、6月19日(金)奈良文化会館で開催するということに決まりました。「谷村新司のココロの学校in奈良」というタイトルで、将来未来を背負って立つ子供達へのメッセージというか、私自身はちょっと(実際の講演を)見ていなくて有井幹事長はご覧になったようですが、そのことをこの地区の「ロータリーデー」として開催する、それには多くのご協賛ですとかご支援も頂かなくてはなりませんし、また収益の出ました分にはポリオや青少年関係の方々にもお手伝い頂きますので、ロータリー希望の風奨学金など、そういう所に支援できればと思っておりますのでよろしくお願い致します。

RID2650: 藤井副幹事長

4月12日、青少年フォーラム・青少年交流会担当の藤井でございます。皆さんにお願いがございます。青少年交流会で、インターアクト、ローターアクト、それから青少年交換の子供達が集まられるのですが、書の体験会をするということで、本大会している間に奈良女子高校で開催をさせて頂きます。ただ、書ですので、墨を使います。非常に養生が要ります。奈良女子高校の体育館をお借りしますので、そこに墨をばら撒かれると困りますので、色々新聞をひいたりビニールをひいたりして準備をさせて頂こうと思っております。その筆を持って帰って頂こうと思っております。その為にも新聞紙等がだいぶ集めさせて頂かなくてはいけません。車でお越しのお方で明日から例会の時まで新聞をお集め頂きたいのです。歩いて来られる方は結構です。足りなければその翌週もありますので、来週の例会時に新聞紙を集めさせて頂きたいと思います。車でお越しの方だけで結構ですので、どうぞご協力宜しくお願い致します。

幹事報告

- ・週報にも掲載しておりますが、明後日あすかロータリークラブの例会は有りませんと云う案内がきておりますので、お間違えないようによろしくお願い致します。
- ・ I Mの報告書が出来上がって来ております。状差しに入れてありますので、お帰りの際にお持ちください。
- ・先々週、前回の例会でお願いしました、地区大会に於きましてご令室のご協力お願いします、ということですが、出欠回覧致しますので、奥様のご協力頂けます方は、丸印をお付け下さい。

3 月お誕生日・結婚記念日

★お誕生日★

4 日 西本 隆一 君 7 日 藤野 城市 君 14日 君 山本 尚永 荒木政信 君 15日 正行 君 16日 井上 章夫 君 中條 16日 敏文 君 16日 小西 清岡義教 君 20日 21日 平野 貞治 君



★結婚記念日★

2日 土谷 宗一 君 3 日 楠木 重樹 3 日 山本 直明 徳明 北神 君 11日 中村 信清 君 14日 小原 靖浩 君 10日 廣 君 君 15日 多田 24日 多田 24日 堀内 真治 実 鈴木 浩之 君 29日

会員卓話

南谷正仁会員「相続税法の改正とその対応」

皆さんこんばんわ。今日は税法の改正を話せというとで、大先輩 を前にして大変僭越ですがお聞きいただければと思いますのでよ ろしくお願いします。

平成27年度の税制改正は相続税に関してはあまり大きな改正はありません。最近新聞紙上等を賑わしている内容は平成25年の税制改正で決まっていたことが平成27年の1月より始まったということです。一番大きな変更点は相続税の基礎控除の見直し、これまで相続1件当たり5,000万円+法定相続人一人あたり1,000万円と

いう控除が1件当たり3,000万円+一人あたり600万円に減額されています。どのくらい変わるのかということですが、例えば3億円の相続の場合これまでですと(相続税が)7,900万円だったものが9,180万円に増えるということです。2つ目は相続税の税率構造の見直し、新しい税率

テーブルが追加され、改正前よりなだらかな線になったということです。また所得税ですが、 所得4,000万円を超える方についての最高税率が50%から55%になりました。これに合わせる 形で相続税も最高税率が50%から55%に変わっています。以上が相続税の改正の内容で大増税 と言われているところですが、一点だけ、相続税が安くなる部分の改定があります。小規模宅 地の減額特例というものでお住まいの宅地、それからご商売をされている宅地については最低 限の生活保障ということでこれまで240平米までは評価を8割下げていたところですが、 330平米に拡大されました。もう一つは居住用の宅地とご商売をされている宅地、両方お持ち の方についてはこれまではどちらかから400平米まで8割下げましょうという内容でしたが、そ れが最大730平米まで拡大されました。相続される方によって条件に当てはまるか否かという ことがありますので、そのような点を踏まえた設計をしておけば特例が受けられるということです。相続についてはこのようなこととなっております。次に贈与について何点か改正が入っていますのでお話ししたいと思います。贈与税についても税率の変更がされています。贈与税 についても相続税に合わせる形で新しい税率テーブルが追加され改正前よりなだらかな線になっ ています。そして最高税率が55%に引き上げられています。増税の方向に進んでいるという。 とです。一方でいずれ財産を相続される方に対しての贈与についてはほかの贈与と区別して少し安くなる税率の設定がされています。皆さんご存知の通り1年で1,000万円贈与をしますと110万円まで非課税となりますので、これを控除した差額890万円に対して所定の税率をかけることとなります。親から子供さんなどいずれ相続される方への贈与については177万円かかりまととなります。親から子供さんなどいずれ相続される方への贈与については177万円かかりま その他の方ですと231万円かかりますという形になり、差額が54万円、少し安く財産をお 渡しできますよという形となっています。もう一つ相続時精算課税制度というものがあります。 これは贈られる方が65歳以上で20歳以上の推定相続人に対して2,500万円までは贈与しても税 金をかけないというものですが、今回の改正で贈与される方を60歳以上、受けられる方を20歳以上の子供に加えてお孫さんもこの規定が受けられることとなりました。ただ注意いただきたいのが相続時精算課税の文字通り相続が起こった際に清算することとなります。完全に無税で 渡る制度ではありません。ただ適用されるのはもらった時の金額に対してですので、値上がり する物であれば早めに贈与することで有利となります。逆に値下がりする物、例えば建物などは損になるということでよく考えて活用するということとなります。それから贈与に関してい くつか非課税制度があります。一つは教育資金の贈与で1回1,500万円まで教育資金であれば非 課税となるもので学校の入学金や修学旅行の費用、習いごとの費用に加えて今回留学の渡航費、 進学に際しての引っ越し代、定期代にも拡大されています。それから平成27年度の税制改正で追加されたのが、結婚、出産、子育て資金の贈与についても1回1,000万円までであれば無税でお渡しできますよという項目が入っています。もう一つの非課税制度は以前からありますが、任字取得の資金に対しての贈りに対して非課税したと制度がある。 住宅取得の資金に対しての贈与に対して非課税とする制度がかなりややこしく広がっています 平成29年の4月から現在8%のものが10%に引き上げられることが決まっていますが、バリアフ リーやエコ住宅などの要件を満たすものについては、平成28年10月から平成29年9月までの贈与であれば3,000万円まで非課税とするということとなっています。住宅の種類によって非課 税の限度額が変わっています。期間も中途半端な期間となっていますがまた確認をしておいて くださればと思います。今お話しした教育や結婚、住宅資金はもともと扶養という観点からその都度その都度贈与する分については一回一回は非課税としているものですが、まとまった金額をあげたいという分には課税されますのでそれを課税しないでおきましょうという新しい制 度です。そういうものでなければその都度その都度ということで十分に対応可能であると思います。特に結婚、子育て資金については50歳になった段階で残金に対して贈与税がかかります。 るす。何に相類、丁貝に真玉については50版になった段階で残玉に対して贈与枕ががかります。 それと贈与者がなくなった場合使い切れなかった分については、相続税をかけるということになっていますので相続対策としてあまり意味がないということとなります。もらうほうからしても、忘れてしまいますのでその都度その都度のほうが感謝の気持ちがわくと思います。相続と贈与の関係についてですが、生前にもらうほうがいいのか、相続まで待ったほうがいいのかという話があります。相続財産が3億円、相続人が1人の場合のケースで相続すると9,180万円の税金がかかります。これを生前贈与したよびらなるかということで9パターンでジャラスト の税金がかかります。これを生前贈与したらどうなるかということで2パターンでシュミレーションをしてみました。年に110万円まで非課税なので、110万円を10年間贈与したケース、こ れですと贈与税は非課税です。結果的に1,100万円お父さんから子供さんに財産が移ります。 この時点相続が発生しますと490万円の節税となります。よって生前贈与のほうが得であると よく言われますが、年に500万円、10年間贈与したケースで考えてみますと5,000万円財産が移 ります。贈与に対して年間48万円税金がかかりますが、結果相続税は2,250万円下がります。 結果1,770万円税負担が軽くなるということになります。贈与を非課税110万円に抑えることが必ずしもいいということではないということで、実際低い税率で早めに贈与していったほうが結果的にはトータルの税負担は下がるということです。早めに計画的に行ったほうが良いと言えると思います。以上が相続税贈与税についてということになります。次に平成27年度の税制 改正の中で知っておいていただきたいものを少し挙げております。NISA、小学非課税口座とい うことで毎年100万円までの投資に対して5年間非課税とするものです。それが今回年間120万円までに増額されました。また子供にも適用できるものを作りましょうということで対象年齢 は0歳から、年間80万円まで非課税となりました。それから財産債務の明細書についてです。所得の金額が2,000万円を超える方について確定申告の際、その時に持っておられる財産債務 の明細を付けて出すということになっています。いままではおざなりな制度でしたが今回は厳

格な制度となっています。所得が2,000万円を超え3億円以上の財産を所有するかたについては、 財産債務の明細書を時価をきちっと計算した形で出してくださいということになってきております。これについてはこの書類だけで税務調査の対象とすることができるという規定も入っていいます。これをきっちり出しておけばどうなるとかということですが、所得税、相続税の過少申告加算税を5%加減算しようということになっています。所得税、相続税の修正申告が発力した。 生した場合、この書類をきっちり出していただいていれば5%を減額、出してなければ5%を増 短いうことでインセンティブを働かせています。虚偽記載、出さないということについては1年間の懲役または50万円以下の罰金ということになっています。この明細書の作成は、毎年毎年相続税の申告書を作っているのと同じことを行うことになり、大変な改正であるといえると思います。その他の事項、これは国税サイドの話だと思いますが、国外居住親族にかかる扶養控除等の適用の適正化ということで実際に息子さんなどが海外に居住されておられる場合に、収入があるのかないのかが分からない状態で、真に扶養親族なのかが分からない、お金を送っているのかどうかなどについて証明をつけなさいといることになっています。これがたサークに ているのかどうかなどについて証明をつけなさいということになっています。それから生命保 険契約についても途中で契約者を変更されるケースがままあります。これについては、保険会 社のほうでいつから契約者が変わったのか管理し、こういった部分での節税、脱税を締め出そ うとしています。それから一番大きなものがマイナンバー、今年の10月から発行されます。これを税務調査の中で使っていきましょうということが税制改正の中で謳われております。これから預金をする場合はマイナンバーをつけて預金をしてください、だから税務署がマイナンバーをたたけばその人の預金がずらっと出てくるということになります。以上改正の内容をずらっただけばその人の預金がずらっと出てくるということになります。以上改正の内容をずらった。 と並べましたが、私が印象に残っているのは今回の改正は税務署がどうすれば皆さんの財産を きちっと把握できるか、そういった整理が一番メインのところであろうかと思いますので、相 続税等についてはかなり厳しい判断をしないといけないということになってこようかと思いま す。以上駆け足でお話ししましたが、皆さんの顧問税理士さんにお話しし確認を頂ければと思 います。ありがとうございました。

一二二箱

本日計 59,000円 累計 2,213,600円

太宰府ロータリーへの交換卓話に出席いただいた皆様ありがとうございました。 福本良平 君 北河原公敬君 修二会(お水取り)が終り桜の開花便りも聞かれる今日この頃です。地区大会

が近づいてまいりました。皆様よろしくお願い申し上げます。 盆梅展及び筆祭りも無事終りました。又 次年度会長会にも出席してまいりま 中村信清 君 した。

記念日にひときわきれいなお花ありがとうございました。結婚記念日にお花をありがとうございました。 君 土谷宗一

君 楠木重樹

多田 君

32回目の結婚記念日をむかえました。もう少し頑張りたいと思います。 結婚記念日のお花ありがとうございました。 結婚記念のお祝いありがとうございました。 堀内眞治 君 君 小原靖浩

68才の誕生日を迎えられました。これからも健康に気をつけて楽しい毎日を送 中條章夫 りたいと思っています。

お誕生日お祝いありがとうございます。 井上正行

3月20日誕生日を迎え40才になりました。有難うございます。 岡さん、先日はお世話になりありがとうございました。 清岡義教 君

楠原忠夫 君

改装工事でご迷惑をかけましたが、皆さまのおかげで無事完了しました。レス 中 トランの個室(8名まで利用可)も、あらたに完成しました。今後ともよろし くお願いします。

楠下重郎 君 確定申告、毎年のことながら休みが続いて失礼致しました。終ってやれやれで す。

南谷正仁 君 確定申告ようやく終わりました。ご迷惑をおかけしました。今日はよろしくお 願いします。

荒木政信 君 社用とは言え、連続の欠席となり申し訳ございません。次回以後は必ず出席い たします。

石野捨雄 ニコニコに協力させて頂きます。

ニコニコ協力 倉田智史 君 君 辻本和弘 ニコニコ協力

次週の例会

平成27年4月7日(火)

卓話 伝香寺学園理事長・宗教法人 律宗 代表役員 宗務長 奈良ロータリークラブ会員 西山 明彦(にしやま みょうげん)様 演題 「鑑真和上のおしえ」